

田川市北保育所 民営化にあたっての諸条件

1 保育所運営について

(1) 基本の運営

ア 定員：90名

イ 開所日：月曜日～土曜日（日・祝日及び12月29日～翌年1月3日は休日）

ウ 開所時間

令和5年4月1日以降 【延長保育開始】	午前7：00～午後7：00
令和5年3月31日まで 【現行どおり】	午前7：30～午後6：30

エ 対象児童年齢：生後3か月～小学校就学前まで

(2) 保育内容等

ア 保育内容については保育所保育指針を基本とし、北保育所が培ってきた保育内容を尊重すること。

イ 地域との交流を積極的に図ること。

ウ 令和5年度から延長保育事業を実施すること。

エ 家庭支援推進保育事業を実施すること。

オ 障害児保育を行うこと。（市内全保育所が実施の対象）

カ 苦情受付窓口の設置等、利用者やその保護者からの苦情や要望に迅速かつ適切に対応するための措置を講じること。

(3) 定員について

施設の認可定員は90名とする。

ただし、入所児童数が認可定員を下回る状態が複数年続く場合は、利用定員を見直す。

2 現施設の取り扱い

(1) 建物・・・新施設に移転するまでの間、無償貸与とする。

(2) 土地・・・新施設に移転するまでの間、無償貸与とする。

(3) 備品等・・・移管時点において保育の実施に必要な備品等は無償譲渡する。

3 施設整備（移転・建替え）について

北保育所の現施設は老朽化及び設備等の劣化が進行していることから、保育所運営を移管した後3年以内に、保育所等整備交付金を活用して、移転・建替えを行うことを前提とする。

(1) 保育所を建設する土地について（移転先用地）

ア 移転先用地は、田川市内で現施設の近傍とすること。

現在地から直線距離で500m以内が望ましく、離れても1km以内とすること。

イ 保育所の用地は、応募者が確保すること。

原則として、保育所の設置者が所有権を有していること。

ただし、下記の条件をどちらも満たしていれば、借地でも可とする。

① 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。

② 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下で契約できること。

※ 土地に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

※ 応募時点で購入予定若しくは借地予定の場合は、土地所有者からの売買（貸付）証明書、若しくは土地の売買及び貸付に関する重要事項を記載した覚書等を添付すること。

ウ 保育所用地には、原則として、抵当権等の制限物権がついていないこと。

※ 応募時点で抵当権等の制限物権を抹消予定の場合は、抹消確約書等を添付すること。

(2) 施設の基準について

ア 施設最低基準を遵守すること。

① 保育室面積（1人あたりの必要面積）

A 0～1歳児 3.30 m²以上

B 2～5歳児 1.98 m²以上

※面積の算定は有効内法面積とする。

② 屋外遊戯場

2歳以上の児童数1人あたり 3.3 m²以上

③ 調乳室、沐浴室・トイレ、調理室

定員に見合う設備及び面積を有していること。

④ 事務室

職員配置に見合う設備及び面積を有していること。

⑤ 医務室

静養できる機能を有すること。

イ 施設及び保育環境については、「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を満たすこと。

ウ 建物、消防及び給食設備等については、関係法令を遵守するとともに、所管官庁からの指示に従うこと。

エ 保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車スペース等を確保すること。

オ 屋外遊戯場を確保すること。

(3) 建設経費等について

ア 保育所用地の購入、整地等に関する補助金制度はない。

イ 建設費用については、保育所等整備交付金を活用すること。

補助金の算定方法、対象経費の考え方は、保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日厚発子0508第1号事務次官通知）参照のこと。

今後の補助金制度に係る国・県の動向により、見直される場合もある。

※ 通常負担割合 国1/2、市町村1/4、設置主体1/4

※ 《定員71～100名の施設》 本体工事費の基準額 197,000千円

工事費が基準額を超える場合の交付金上限【国:98,500千円、市:49,250千円】

ただし、実際の工事費が基準額以下の場合、その額に負担割合を乗じた額。

ウ 建設経費等の借入については、事業遂行に影響のない返済計画であること。

4 業務に関する留意事項

業務を遂行する上での関係法令（児童福祉法、子ども・子育て支援法等）や条例（福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する基準を定める条例等）を遵守すること。

このほか、以下の点にも留意すること。

(1) 事故防止や災害時への適切な対応に努めること。業務に当たり、事故が発生した場合は速やかに市に連絡し、必要な措置を講じること。

- (2) 損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償すること。想定される事故に適切に対応できる損害保険（損害賠償責任保険）に必ず加入すること。
- (3) 保護者への情報提供や保護者の意見の反映に努めること。
- (4) 市からの指導については、適切に対応すること。
- (5) 現行のサービス水準を維持することを基本とし、新たなサービスの導入等により、サービス水準の向上を図ること。
- (6) 保護者・入所児童等の個人情報の取扱いには特に注意を払うこと。
- (7) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (8) 環境に配慮した施設運営を行うこと。

5 職員について

(1) 職員数及び経験者の確保

入所児童数に応じて必要な保育士等の職員を確保すること。

児童福祉施設最低基準及び委託費等に係る職員配置基準を遵守すること。

保育士については認可保育所での実務経験者を一定数以上確保すること。

ア 施設長 児童福祉事業等の実務経験10年以上 … 1人

イ 保育士 経験 5年以上 … 3人以上

経験10年以上 … 2人以上（5年以上経験者の外数）

※保育士の資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入してよい。

(2) 職員配置の最低基準等

◆保育士【保育士証を有していること】

ア 0歳児 : 3人につき1人以上の保育士を配置すること。

イ 1～2歳児 : 6人につき1人以上の保育士を配置すること。

ウ 3歳児 : 20人につき1人以上の保育士を配置すること。

エ 4～5歳児 : 30人につき1人以上の保育士を配置すること。

オ 標準時間対応保育士として、保育士1人を配置すること。

カ 定員90名以下の場合、更に1人の保育士を配置すること。

キ 4人以上の乳児を入所させる保育所においては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。

ク 必要保育士数のうち8割以上は、正規職員を配置するよう努めること。

◆調理員

定員90人の施設については、2人以上配置すること。原則、自園調理とする。

また、調理師等の資格を有する者又は調理に関する知識、経験を有する者を配置すること。

なお、栄養士を活用して、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育に関する継続的な指導を受けるよう努めること。

※必要な職員・保育士数等の配置計算に用いる児童数は、次の【過去3年間の各月平均の入所児童数】を使用すること。

入所児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
78人	6	11	12	16	16	17
	3号			2号		

◆嘱託医

当分の間、原則として現行の嘱託医を継続するものとする。

内科	歯科
くわの内科小児科医院	みずき歯科医院

6 業務の引継ぎについて

- (1) 運営予定者に選定された団体は、運営を円滑に移行するため、現保育所の運営方法等を参考にするとともに、利用者と職員の間関係づくりを目的として、市の指導のもと、令和4年度中に一定期間の引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎの実施にあたっては、委託契約に基づき、人件費等の必要経費の一部を市が支給する。
- (3) 引継ぎ期間は、令和4年4月から9月末までの6カ月を基本とする。

※ 在籍児童の状態等を踏まえ、市、保護者、事業者による三者協議等で調整のうえ正式決定する。

- (4) 引継ぎ期間中は、当該保育所に勤務予定の法人職員（保育士）を4名配置すること。
 なお、これらの職員については、引継ぎの実施に先立ち、市との協議や保育所の保護者説明会への出席など、保育所運営移行事務への参加を求めることがあるので、その対応にも留意すること。

※ 引継ぎを行う職員が現に他の保育所に勤務している場合、引き継ぎに参加できるよう手配すること。

7 運営費について

(1) 基本的な考え方

保育所運営費は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第 539 号）」に示される公定価格に基づき支弁する。

※事業収支の試算をする場合は、令和 5 年度～8 年度における保育事業収入（委託費収入）は年間 8,700 万円として仮計上すること。（令和 4 年度は半年分）

(2) 施設の事業収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を確保すること。

【年間事業費の 1/2 分の 1 以上に相当する額】

※ 年間事業費は「資金収支（見込）計算書」の経常支出額を算定基礎とする。

※ 年間事業費の 1/2 分の 1 は最低限必要な額であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保すること。

(3) 補助金について

延長保育及び家庭支援推進保育事業など、特別保育事業等については、別途、国、県及び市の補助金交付要綱に定める額を支払う。

※事業収支の試算をする場合、次の額を補助金収入として仮計上すること。

延長保育事業費補助金	家庭支援推進保育事業費補助金
(年額) 1,665,000円	(年額) 3,867,000円

(4) その他の収入

消耗品等の実費徴収については、必要最小限度にとどめ、当初は、事前に市と協議を経た後に、保護者に承諾を得ること。

8 保育所の経理について

保育所の会計は、社会福祉法人会計基準や国の通知により定められた処理方法に従うこと。特に保育所運営費の使途については、一定の制限が課されているので、予め確認すること。「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等を参考とすること。

北保育所の保育概要

1 利用定員

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
90人	9	12	12	17	20	20
	3号			2号		

2 過去3年間の各月入所児童数平均

入所児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
78人	6	11	12	16	16	17
	3号			2号		

3 職員数

職員数	所長	副所長	保育士	看護師	調理員
18人	1	1	12	1	3
	うち会計年度職員		(4)	(1)	(2)

4 開所時間

開所時間	7:30～18:30	短時間保育の 受入時間	8:30～16:30
------	------------	----------------	------------

5 基本理念・方針・目標

保育理念	のびのびと生き生きと、心もからだも元気な子
保育方針	子ども一人ひとりを大切にして、きめ細かな保育を目指す。
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣を身につけ、健康でしなやかな身体づくりを目指す。 ・ 豊かな感性を持ち、自身と勇気のある子どもを育てる。 ・ 仲間を大切にし、人を思いやる子どもを育てる。

6 年間行事

4月	新年度・入所	10月	運動会、わくわくドッキリ DAY 内科・歯科検診、
5月	家庭訪問（個人面談） 内科・歯科検診、遠足、人権集会	11月	消防署と合同避難訓練
6月	保護者総会・保育参観 虫歯予防デー	12月	クリスマスお楽しみ会 人権集会
7月	夏祭り	1月	（新年） 個人面談
8月	人権平和集会	2月	保育参観 節分、作品展示会、人権集会
9月	クラス懇談会 おじいちゃん・おばあちゃん招待	3月	卒所・修了式・入所説明会 ひなまつり・お別れ遠足

◆ 毎月行事：お誕生会、身体測定、元気キッズ、避難訓練、絵画教室など

7 一日の過ごし方

	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
9:30	順次登所・自由遊び おやつ 設定保育 戸外・リズム・ふれあい遊び など	順次登所・自由遊び おやつ 設定保育 戸外・リズム・ふれあい遊び 製作・お散歩 など	順次登所・自由遊び おやつ 設定保育・たてわり保育 戸外・リズム・ふれあい遊び 製作・お散歩・絵画 など
11:00 ～	離乳食(1回目)	昼食	昼食
11:30			
12:00 ～	午睡	午睡	午睡
14:30	離乳食(2回目)		
15:00	おあつまり 自由遊び 順次降所	おやつ おあつまり 自由遊び 順次降所	おやつ おあつまり 自由遊び 順次降所

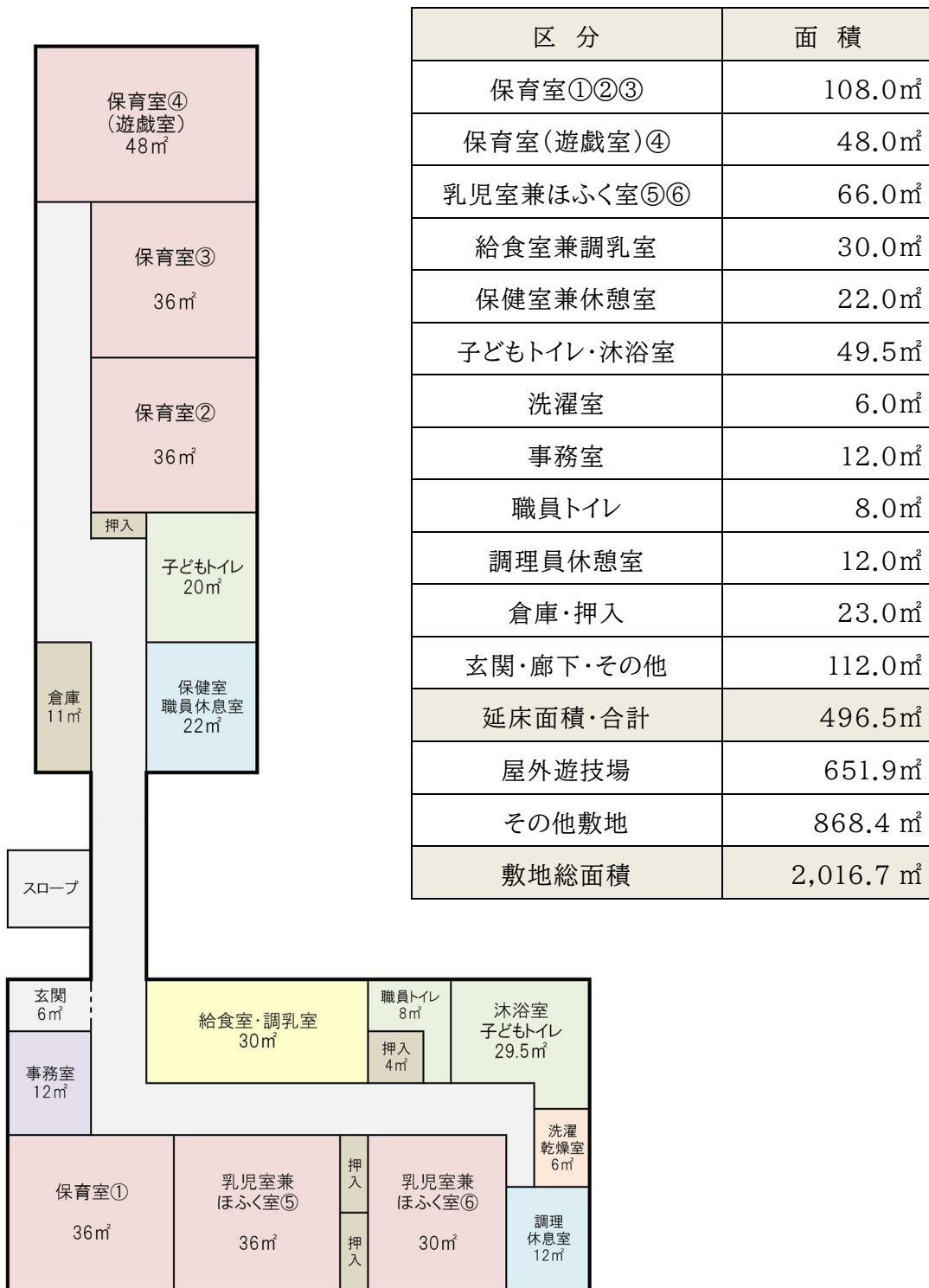
8 保育活動のねらい・目標

たてわり保育	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもどうしのつながり、親のつながりを深める ・異年齢児の集団遊びを広げ、仲間を大切に思いやりの心を育てる ・集団の中でルールを守り、リーダーとしての意識を育て協調性を養う
元気キッズ	<p>健康でしなやかなからだづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達とのふれあいを通じて、豊かな心と強い身体を育てる ・自分から進んでやろうとする気持ちを大切に、リズム感を養う ・のびのびと体を動かす中で、自分なりに表現を楽しむ
人権保育	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのいいところを見つけて認め合う仲間づくり ・一人ひとりの目標をもち、何でもやりとおす力を養う ・共に生きることの大切さを知り、人を思いやる心を養う ・人の命の大切さを知り、戦争に反対して平和を願う心を養う

9 食育の実践

4月	野菜の皮むき	10月	芋ほり
5月	土を耕す、野菜の苗植え	11月	和食の日
6月	野菜の水やり	12月	クリスマス誕生会、カレークッキング
7月	野菜の水やり、収穫	1月	七草がゆ
8月	野菜の収穫	2月	バイキング・配膳・楽しんで食べる
9月	食育絵本の読み聞かせ	3月	ちらし寿司・徒歩遠足

北保育所の平面図・面積表



北保育所位置図

